



自転車安全利用五則の改定

(令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)



じてんしゃ あんぜんりょう ごそく

自転車安全利用五則とは

…自転車利用者が最低限守らなくてはならない5つのルールのことをいいます。

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

3. 夜間はライトを点灯

4. 飲酒運転は禁止

5. ヘルメットを着用



自転車は免許も不要で便利な乗り物ではありますが、交通ルールを守らないと、交通事故の被害者だけでなく加害者にもなる可能性があります。

自転車のルール違反は、周囲の車や歩行者だけでなく、自転車利用者自身の生命にも関わる危険な行為です。

交通ルールを守り、安全運転に努めましょう。



令和4年

実施期間：12月11日(日)～12月20日(火)

年末の交通安全県民運動

～ゆっくり走ろう 雪のふる里 北陸路～



ツイッターを運用しています。フォローをお願いします！【石川県警察交通安全情報@IP_koutuu_anzen】

【いぬわし君の交通安全Journal】
◇ 毎月1日、15日(土・日・祝の場合、翌平日)に新情報を配信します。
◇ 県警のウェブサイトにも掲載しています。
www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/【交通安全ほっとストーリー】
投稿フォームはこちらwww2.police.pref.ishikawa.lg.jp/inquiry/inquiry09/